

# グローバル・アライアンス『持続可能な平和と繁栄をすべての人に』 規約

(趣旨)

第1条 この規約は、第2条に掲げる名称の団体に係る組織及び運営について定める。

(名称)

第2条 この団体は、Global Alliance “Sustainable Peace and Prosperity for All” (グローバル・アライアンス『持続可能な平和と繁栄をすべての人に』) と称する。

2 略称を GASPPA とする。(以下、GASPPA と表記)

(目的)

第3条 GASPPA は、次期国連開発目標 (ポスト SDG s) において、核兵器廃絶が目標として位置付けられることを目指し、核兵器を持続可能性の観点から問題提起し、国際社会に働きかけを行うことを目的とする。本条において、持続可能性とは、国連の3本柱である経済・社会・環境を含む幅広い問題を包含する。

(事業)

第4条 GASPPA は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 核兵器問題が環境、社会、経済など多方面に及ぼす影響を持続可能性の観点から捉え、国際社会に問題提起を行うための政策提言を策定し、キャンペーン活動などを通じて発信を行う。キャンペーンにおいては、核兵器の実戦使用・製造・実験やその原材料の採掘、また核施設事故等、核兵器開発のあらゆる段階における被害者 (及びその将来世代) の権利及び心理的・社会的・物理的な困難といった人道的な影響を含む様々な要素を扱う。
- (2) 外交交渉に携わる政府関係者を集めた「フレンズ会合」の設立及びその活動に対して支援を行う。このグループのメンバーは、それぞれが関係を有する政府に対し、「フレンズ会合」への加入を働きかける。
- (3) 交渉主体として国際交渉に参画するために、グループとして、国連経済社会理事会 (ECOSOC) における協議資格の申請、及び、メジャーグループ及びその他ステークホルダー (MGoS) における新規グループ立ち上げを目指す。
- (4) 国連がこれまでに発表した「軍縮アジェンダ (An Agenda for Disarmament)」, 及び「私たちの共通の課題 (Our Common Agenda)」を市民社会の側からサポートしていく。また今後、国連「未来に関するサミット (Summit of the Future)」において策定される「新しい平和のためのアジェンダ (New Agenda for Peace)」に、「2045年までの核兵器廃絶の達成」が盛り込まれ、ポスト SDG s に向けた国際的な潮流を確

実なものにしていくよう、働きかけを行う。

(会員)

第5条 設立趣意書に賛同する団体・個人は GASPPA に入会できる。

- 2 GASPPA の会員は、団体の意思で加入する団体会員、個人の意思で参加する個人会員の2種とする。
- 3 入会を希望する個人は、ウェブサイトの入会申込フォームに必要事項を記載の上、事務局に提出する。
- 4 入会を希望する団体は、団体において加入に必要な意思決定を行った上で、ウェブサイトの入会申込フォームから加入を申請する。
- 5 会員は、退会届を事務局に提出し、任意に退会することができる。
- 6 団体会員の組織が解散したときは退会したものとみなす。
- 7 団体会員の組織に改編・合併等の変更があった場合、その会員資格の扱いについて、第6条に定める運営委員会において協議し、総会において承認を得る。
- 8 会員が、GASPPA の名称やその他の資源を使用して目的及び趣旨に反する活動を行った場合、及び別途定める倫理行動規範に反する行いが認められた場合は、総会の決議を経て、当該会員を除名することができる。

(運営委員会)

第6条 GASPPA に運営委員会を置く。

- 2 運営委員会の委員は、団体会員によって構成される。団体は、運営委員会に参加する代表者を指名する。指名した代表者が会議に出席できない場合は、団体の承認を得た上で、代理の者を指名することができる。
- 3 運営委員会の委員の選出は、総会における承認を必要とする。
- 4 運営委員会の委員の任期は2年とする。連続2期までを上限に、委員の再任を認める。
- 5 運営委員会は、下記に掲げる GASPPA の運営に関する事項を審議し、議決案を策定する。議決案は総会における承認を経て効力を有するものとする。
  - (1) 規則、行動規範等の制定・改訂
  - (2) 運営方針
  - (3) 活動方針、活動計画

(総会)

第7条 GASPPA に関する重要な事項を審議するため、総会を置く。

- 2 総会は、第5条の会員で構成する。
- 3 総会は、第8条で定める GASPPA の代表が招集し、代表が議長となる。
- 4 総会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決定する。

- 5 総会は、原則として年に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。
- 6 総会は、第3条の目的を達成するために開催し、重要な事項を議決・承認する。
- 7 やむを得ない事情で総会に出席できない会員がいるときは、委任状又は表決書面の提出により、出席者の数に加えるものとする。
- 8 総会において会員に付与される議決権は、以下のとおりとする。団体会員としてGASPPAに登録のある団体に所属する個人が、個人会員として議決権を持つことは認められない。
  - (1) 個人会員：一個人につき一個。
  - (2) 団体会員：一団体に付き三個。

(代表)

第8条 GASPPAに、代表を置く。

- 2 代表は、総会において団体会員の互選によって決定する。
- 3 代表は、GASPPAを代表し、業務を総括する。
- 4 代表に事故があるときは、代表があらかじめ指名した者がその職務を代理する。
- 5 代表の任期は、次期総会において新たな代表が選任されるまでの間とし、再任を妨げない。

(分科会)

第9条 GASPPAの中に分科会を置くことができる。

- 2 分科会は、代表が指名する者をもって構成する。
- 3 分科会は、第3条の目的に資する事業の実施、並びにそれらの調査・研究を行う。

(事務局)

第10条 GASPPAの事務を取り扱わせるため、へいわ創造機構ひろしま（略称：HOPE）に事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長を置く。
- 3 事務局長は、第6条に規定する運営委員会の委員を常時担うものとする。

(経費)

第11条 事務局の運営に要する経費（経常経費）及び会議・キャンペーンの開催に要する経費（臨時経費）については、別に定める。

(資金源及び資金受入形態)

第12条 資金提供については、企業・組織・個人から受け付ける。受付方法としては、電信送金とし、かつ正当な資金源からによるものでなければならない。寄付の財源に

疑義がある場合、又は不明な場合は、GASPPA は資金を受け付けない。寄付はすべて GASPPA として受け入れ、個人ないし会員の資格で受け入れることはできない。透明性を確保するため、年次会計報告を総会で行うものとする。

(資金の使途)

第 13 条 受領した資金はすべて、GASPPA の発展、活動に係る移動及びプロモーションにのみ使用されるものとする。GASPPA 会員がこの使途に反する形で資金を使用した場合、その会員の資格は停止されるとともに、GASPPA はその会員に対してあらゆる法的措置を講じることができる。

(補則)

第 14 条 この規約は、総会の決議によって変更することができる。

第 15 条 この規約に定めるもののほか、GASPPA の運営に関し必要な事項は運営委員会  
が定める。

附 則

この規約は、2023 年 3 月 8 日から施行する。